平成２７年（フ）第４９号
熊本県球磨郡水上村大字岩野2595番地１　上楠団地２号、住民票上の住所熊本県球磨郡水上村大字岩野2595番地１
破産者　小川　　博
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第１１８号
大分県別府市大字鶴見2214番地の１　市営竹の内住宅Ｋ棟302号
破産者　上田惠美子
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７８号
宮崎市大字恒久4767番地４　セトルイン305号、前住所宮崎市田野町甲2905番地１
破産者　河野美智子
１　決定年月日　平成28年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３７６号
静岡県藤枝市下当間832番地の13、開始決定時住所静岡県焼津市石津2259番地の70
破産者　小林　正富
１　決定年月日　平成28年１月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４５号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番８号　リバ・ストーリーＡ一302号
破産者　遠藤久美子
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９７号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字後山77番地２　ハピネス宮の森Ａ棟105号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘３丁目18番地15
破産者　中島　哲也（帰化前の氏名ミョーウィントューラ）
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９６号
広島県廿日市市廿日市２丁目７番33号
破産者　樽谷　嘉博
１　決定年月日　平成28年１月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
北海道芦別市北３条西２丁目８番地の17
破産者　馬場　　一
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
秋田県鹿角市花輪字陳場38番地
破産者　田中　　豊
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１４５５号
神奈川県綾瀬市深谷3789番地　アルエット101
破産者　與田　　大
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田乙527番地
破産者　佐野　一雄
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１７１号
金沢市西泉６丁目１番地２、従前の住所金沢市諸江町下丁198番地１
破産者　藤澤　紀子
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
静岡県富士市天間1112番地の５
破産者　望月　恵里
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３２４号
静岡県浜松市天竜区二俣町南鹿島56番地の29
破産者　梅林　伸隆
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
静岡県浜松市南区法枝町1210番地の７
破産者　池田　正人
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
静岡県浜松市中区葵東１丁目11番23号　タウンファイブ302号、前住所静岡県浜松市中区幸４丁目４番31号
破産者　馬渕　雅虎
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
静岡県浜松市北区三方原町484番地の６ベント484　102号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区山手町７番16号
破産者　太田　佳孝
１　決定年月日　平成28年１月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係